

高岡市都市公園内キッチンカー（移動販売車）出店に係る要項

1 目的

高岡市都市公園の利用者の利便性の向上のため、都市公園にふさわしい魅力的な飲食などを主に販売していただくとともに、楽しく過ごせる休憩の場を提供して下さるキッチンカー（移動販売車）の出店者を募集するものです。出店者には、今後の公園の利便性向上のため、売り上げ状況や購入層などのアンケートにご協力いただきます。

2 出店場所

設置場所 高岡おとぎの森公園、高岡古城公園、高岡駅北口交流広場

※公園ごとに出店場所の指定があります。ただし、出店場所は新たに追加又は削除する場合があります。

3 販売品目

公園利用者の利便性の向上及び休憩所の提供に寄与することができる飲食物等。ただし、設置公園によって販売品目が限られる可能性があります。

4 出店申込資格と制限

(1) 出店申請資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り申請することができます。

ア 公的機関の発行する、市内にて有効な営業許可証を有すること。

イ 営業許可証に記載された営業の種類が、自動車による飲食店営業、喫茶店営業、菓子製造業、アイスクリーム類製造業であること。

ウ 食品衛生責任者、又はそれに代わる資格を有する者であること。

エ 出店期間の始期において営業許可証の期限が有効であること。

オ 厚生センターが定める、適切な衛生管理と加工（調理等）ができる者。

カ PL 保険に加入していること。

(2) 出店申請制限

次のいずれかに該当する法人又は個人は、許可をすることができません。

ア 暴力団員等（高岡市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有するものであるおそれがあると市長が認める者。

イ 法律行為を行う能力を有しない者。

ウ 会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全であると認められる者。

エ 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者である者。

5 出店申込みから出店開始までの流れ

(1) 申込み

…5-（1）アに指定する書類を御提出ください。出店については先着順になります。今後、申

請のニーズの高まりによっては抽選制となる可能性があります。

(2) 審査・許可

…申込書類を基に出店が適当な者が審査し許可します。

(3) 使用料納付・許可書交付

…出店日以前に納付してください。

(4) 出店開始

5- (1) 申込み

ア 申請提出書類

(ア) 都市公園利用許可申請書(様式1) …占用許可申請兼ねる

(イ) 出店申込書(様式2)

(イ) 営業許可証一式の写し

(ウ) 食品衛生責任者の写し

(エ) PL 保険証書の写し

(オ) 誓約書(様式3)

(カ) 販売車写真画像(車幅、車高を記入)

…当該年度の初回のみ

ただし、営業許可等の期限が申請年度の途中で切れる場合や変更があった際は、再度、提出してください。

イ 申込受付期間：常時

※午前8時30分～午後5時(但し、土・日曜日及び祝日を除く)

※やむを得ず受付を中止とさせていただく場合もあります。

ウ 申請書類等の提出場所等

(ア) 場所：景観みどり課(高岡市役所6階)

(イ) 方法：提出書類の確認をいたしますので、必ず御持参ください。

5- (2) 審査・許可

ア 出店許可について

販売品目・営業方法等については本市の指示に従っていただく必要がありますので、都市公園法及び施行令の規定、高岡市市都市公園条例等を十分に御理解のうえお申込みください。

イ 店舗等

営業のために必要なすべての費用は出店者の負担とし、配置等を事前に市と協議していただきます。また、高岡おとぎの森公園、高岡古城公園については、電気設備・排水設備、水道設備はありませんので、発電機等は出店者で用意していただきます。高岡駅北口交流広場については、電気設備及び水道設備はありますのでご利用いただいても構いません。ただし、排水設備及び備え付けの設備の能力が不足している場合は、出店者で用意ください。

ウ 申請時期

原則、出店が可能か本市に確認したうえで、出店可能日2週間前までに都市公園利用許可申請書を提出していただきます。

エ 営業日

高岡おとぎの森公園においては、原則、おとぎの森管理事務所が営業している日は出店が可能です。ただし、休館日である火曜、または火曜が祝日となる場合は、その翌日の営業は不可となります。

このほか、いずれの公園でも、公園で大規模イベント等が実施される際には、営業不可とします。

オ 営業時間

高岡おとぎの森公園及び高岡古城公園については、原則、午前9時30分から午後4時30分まで

高岡駅北口交流広場については、午前9時から午後11時まで（音響などを伴う場合は、午後8時まで）

カ 出店日の入園・退園時間

高岡おとぎの森公園については、原則、9時から9時30分までに入園、午後4時30分から午後5時で退園になります。ただし、事前に管理事務所と協議し、利用者の安全が確保できている場合はこの限りではありません。

高岡古城公園、高岡駅北口交流広場については、出入りについては特に規制はありません。

キ 使用料

高岡市都市公園条例で規定する使用料により、許可を受ける面積、営業日数に応じて公園の使用料を前納にて納付していただきます。

※高岡おとぎの森公園、高岡古城公園 43円/㎡・日×1.1（消費税）10円未満端数切捨て

※高岡駅北口交流広場 1/4（約130㎡）利用の場合、7,000円/日×1.1（消費税）。高岡駅北口交流広場については、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで、午後5時から午後11時までの時間による区分があります。本公園は、複数台での使用が可能です。

※使用料の不還付の規定は、高岡市都市公園条例によるものとする。

ク 許可の取消

出店者が使用料等を滞納した場合、公序良俗に反する使用をした場合には、使用許可を取り消すことができるものとします。

その他、本市が出店を不相当と判断した場合は、出店者と協議を行い、改善が認められない場合は使用許可を取り消すことができるものとします。

出店者が高岡市都市公園条例による許可の取消しを受けた場合において、出店者に損害が生じても、本市は一切その責めを負いません。

ケ 原状回復

使用期間が満了したとき、または許可が取り消されたときは、出店者の負担により、本市が指定する期日までに使用箇所を現状に回復していただきます。

5-（5） 使用料納付・許可書交付

2週間前までに申請していただいた都市公園利用許可申請書を審査し、使用料を納めるための納付書と許可書をお送りいたします。お送りする納付書を使用していただき、出店日までに納付してください。

5-（6） 出店開始

ア 注意事項

（ア）キッチンカー（移動販売車）設置スペースは禁煙としていただきます。

（イ）法令が定める申請・届出や、必要な資格者の設置は、出店者の責任と負担で実施していただきます。

（ウ）設置スペースは常に清潔に保っていただき、清掃や廃棄物処理に係る費用は、出店者の責任と負担で実施していただきます。

（エ）出店者は、キッチンカー付近にゴミ箱を設置することとし、その設置費用及び清掃や廃棄物処理に係る費用は、出店者の責任と負担で実施していただきます。

（オ）酒類、消費期限が切れている飲食物又はそれらで調理したもの、及び本市が不相当と判断したものは販売できません。

- (カ) 調理に火気を使用する場合、必ず消火器を設置することとします。
- (キ) 公園ごとに入場口や許可場所までのルートの指定などがあります。
- (ク) 来園者が滞在できるよう出店時にイス・テーブル等の設置を認めます。
- (ケ) 地震、津波等の天災、火災、洪水、疫病、暴動、警報発令時、又は偶発的事象によるものである場合には、出店について指示することがあります。

6 損害賠償

- (1) 出店者はその責めに帰する理由により、公園施設の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。ただし、公園施設を現状に回復した場合はこの限りではありません。
- (2) 出店者は、出店場所の使用に当たり、高岡市または第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその損害を賠償しなければなりません。
- (3) 移動販売の実施に当たり、出店者又は出店者の従業員に損害を生じても、本市は、その責めを負いません。

7 定めのない事項等の処理

本要項に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、法令（高岡市の条例、規則等を含む。）の定めるところによるもののほか、本市と出店者の協議の上処理するものとします。

8 要項の変更等について

運営上の事情等により、本要項を予告なく変更・改定・廃止する場合があります・

9 申請書類等提出場所

〒933-8601

富山県高岡市広小路7番50号

高岡市都市創造部 景観みどり課公園係

電話：0766-20-1419

FAX：0766-20-1655

E-mail：midori@city.takaoka.lg.jp